

令和6年度「やまなし子供SOSダイヤル」に係る普及啓発素材作成要項

1 カードの作成

ア サイズ 名刺サイズ 両面印刷

イ 印刷部数 90,000部

ウ 配布対象 山梨県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒

エ 発送先 山梨県総合教育センター管理部

〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1456番地

オ 納期 令和6年4月2日（火） 午後5時15分まで

カ 原稿の扱い 印刷、発送後、原稿のホームページ掲載、増刷は自由とする。

キ 作成について

(1) 表面の作成について

- ・「やまなし子供SOSダイヤル」の表記
- ・「0120-0-78310」の電話番号表記
- ・「相談支援センター」の表記
- ・山梨県ロゴマーク

(2) 裏面の作成について

- ・関係機関が運営する電話相談等の表記
- ・令和5年度のカードを参照。

ク 作成上の留意点

- (1) スマートホン等で読み取れるQRコードの表示。
- (2) 次項に示すポスターとの視覚的な統一性。

ケ 令和5年度のカード見本

(表面)

いじめ・不登校ホットライン
(24時間子供SOSダイヤル)
なやみいおう
0120-0-78310
いじめや不登校、ヤングケアラーなどの相談等
あなたの悩み、一緒に考えます
相談支援センター

(裏面)

主な相談機関 令和5年4月現在

こころの健康相談統一ダイヤル (自殺防止電話相談)	おこなおう まもろうよ こころ 0570-064-556 (365日24時間 平日12時~13時を除く)
山梨いのちの電話	055-221-4343 (火~土 16:00~22:00)
ヤングテレフォン	0120-31-7867 (月~金 8:30~17:00 祝日等を除く)
中央児童相談所	055-288-1561 (月~金 8:30~17:00 祝日等を除く)
都留児童相談所	0554-45-7835 (月~金 8:30~17:00 祝日等を除く)
チャイルドライン	0120-99-7777 (毎日16:00~21:00 年末年始を除く)
よりそいホットライン	0120-279-338 (365日24時間)

SNS・チャット相談案内
~厚生労働省~

(裏面の掲載情報)

子供の発達相談ダイヤル	000-000-0000	平日 9:00~17:00
こころの健康相談統一ダイヤル (自殺防止電話相談)	0570-064-556	24時間365日 平日 12~13時を除く
山梨いのちの電話	055-221-4343	火~土 16:00~22:00
ヤングテレホン	0120-31-7867	月~金 8:30~17:00 (祝日等を除く)
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783	24時間365日
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00 年末年始を除く
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間365日
親子のための相談ライン (山梨県相談窓口)	QRコード	平日 12:00~22:00
SNS・チャット相談案内 (厚生労働省)	QRコード	

2 ポスターの作成

ア サイズ A4サイズ 両面

イ 印刷 原版のみ作成し、電子データを送る。

ウ 発送先 山梨県総合教育センター管理部
電子メール：kyoiku-snt@pref.yamanashi.lg.jp

エ 利用対象 山梨県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒
及びその家庭。教育機関、医療機関、福祉機関等

オ 納期 令和6年4月2日（火） 午後5時15分まで

カ 原稿の扱い 原稿のホームページ掲載、印刷は自由とする。

キ 作成について

(1) 表面の作成について

- ・「やまなし子供SOSダイヤル」の表記
- ・昨年までの「いじめ・不登校ホットライン」が変わったことの告知
- ・「0120-0-78310」の電話番号表記
- ・「相談支援センター」の表記
- ・山梨県ロゴマーク

※視覚的に児童生徒、保護者の視線が誘導されるデザイン（イラスト、写真等含む）

※本相談電話の利用イメージを想起させるようなデザイン

(3) 裏面の作成について

○相談できることの案内

- ・不登校、いじめ、交友関係、先生のこと、学習のこと等学校生活全般
- ・自分自身のこと
- ・家庭生活に関すること
- ・子供の発達に関すること
- ・ヤングケアラーの相談

○面接相談の申し込み

- ・面接相談の案内：「面接相談は予約が必要です」「面接相談についての問い合わせ」

申し込みの電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（新設）

受付時間 9：00～17：00

○子供の発達相談ダイヤル（相談支援センター）

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（新設）

受付時間：9:00～17:00

○カードの裏面に記載した相談機関と電話番号

ク 作成上の留意点

(1) スマートホン等で読み取れるQRコードの表示

(2) カードとの視覚的な統一性

(3) 印刷したものを、学校の玄関、廊下、教室、公共機関、家庭等で掲示できるもの

- ・掲示物として、周囲の環境に配慮したもの

- ・必要な情報が見やすく、分かりやすく、効率的に読み取れるもの

（QRコード等の表示）

(4) 裏面については、情報を見やすく、整理する

※「学校のこと、自分のこと、子供のこと、何でも相談できる」 「些細なことでも気軽に相談できる」印象をもてるものにする。